

国立大学法人東京医科歯科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

平成20年5月30日
制 定

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項（以下「要項」という。）第5条及び第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入、製造及び役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、契約事務の適正な履行を確保するため、取引停止、取引停止の期間の決定及び変更並びに取引停止の解除（以下「取引停止等」という。）の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 一般競争契約における競争参加の停止
- (2) 指名競争契約における指名停止
- (3) 随意契約における業者選定の停止

2 この要領において「業者」とは、要項第14条第1項の規定により本学における建設工事を除く競争参加資格を有する者及びその他物品購入等契約を行おうとする者をいう。

(取引停止等審査委員会)

第3条 要項第6条第1項第3号に規定する取引停止等審査委員会（以下「委員会」という。）は、契約に関する適正な履行を確保するため、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 取引停止等の措置に関すること。
- (2) その他取引停止等にかかる重要事項に関すること。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 財務部長
- (3) 施設部長
- (4) 照査管理課長
- (5) 契約課長

3 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。但し、委員長が不在であって、かつ緊急に案件を処理する必要がある場合には、財務部長が招集する。

5 委員会の庶務は、財務部照査管理課において処理するものとし、議事録の作成及び保管その他必要な事務を行うものとする。

(取引停止事由の報告)

第4条 経理責任者（国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）第7条に規定する経理責任者をいう。以下同じ。）は、所掌する経理単位において契約の相手方である業者が別表に掲げる措置要件に該当すると認める場合は、速やかに委員会委員長に報告するものとする。

(取引停止の措置)

第5条 委員長は、第3条第1項の規定による審査の結果、業者が別表に掲げる措置要件の一に該当すると認められる場合は、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止の措置を行うものとする。

(下請負人に関する取引停止の措置)

第6条 委員長は、前条の規定により取引停止の措置を行う場合において、当該措置について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対して、当該取引停止を行う業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行うものとする。

(履行中の契約解除)

第7条 経理責任者は、取引停止の措置を受けた業者が履行中の契約について、次の各号の全てに該当する場合は、原則として当該契約の解除をするものとする。

- (1) 当該契約が役務契約である場合
- (2) 取引停止の措置要件が別表第1号、第7号(④、⑤又は⑩を除く。)又は第8号のいずれかであり、特に悪質と認められる場合

(取引停止の期間の特例)

第8条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合の取引停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する最も長い期間をもって、取引停止の期間とする。

- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める最長期間の2倍の期間とする。
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止の期間終了日の翌日から開始するものとする。
- 4 委員長は、業者について、情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号並びに第1項及び第2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。
- 5 委員長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 6 委員長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 7 経理責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者以外に取引ができない特別の事由が認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の解除)

第9条 委員長は、第3条第1項の規定による審査の結果、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該業者について取引停止の措置を解除するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第10条 経理責任者は、取引停止の期間中の業者が本学が契約する契約全部又は一部を下請することを認めないものとする。但し、取引停止期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(指名等の取消)

第11条 経理責任者は、現に指名競争に参加している業者又は見積書の提出を依頼している業者が取引停止の措置を受けた場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(他機関における取引停止措置要件が発生した場合の取扱)

第12条 委員長は、業者が他の国立機関等から取引停止の措置等を受けた場合、第3条第1項の規定による審査を行い、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うことができるものとする。

(取引停止等の通知)

- 第13条 委員長は、第5条、第6条及び前条の規定により取引停止の措置を行い、第8条第6項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第9条の規定により取引停止の解除の措置を講じた場合は、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は、別紙様式第3号により通知するものとする。但し、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができるものとする。
- 2 委員長は、前項の措置を講じた場合は、直ちに経理責任者に別紙様式第4号により通知するものとする。

(取引停止の公表等)

- 第14条 委員長は、第5条、第6条、第8条第6項、第9条及び第12条に規定する取引停止等の措置を講じた場合は、本学ホームページ上で公表するものとする。
- 2 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 取引停止等の措置を講じる相手方
 - (2) 取引停止等の措置の区分
 - (3) 取引停止等の措置を講じることとなった理由
 - (4) 取引停止等の措置の内容
 - (5) 取引停止等の措置を講じる期間
- 3 委員長は、第5条に規定する措置を講じた場合は、「物品購入等契約に係る取引停止について」(平成18年11月27日付文部科学省大臣官房会計課政府調達室長通知)に基づき、速やかに事実関係の概要、措置の相手方及び措置の内容等を文部科学省大臣官房会計課総務班主査に通知するものとする。

(警告又は注意喚起)

- 第15条 委員長は、取引停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告若しくは注意喚起を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。
 - 2 国立大学法人東京医科歯科大学の契約に係る指名停止等の措置要領(平成16年4月1日制定)は廃止する。
- 附 則(平成21年4月1日制定)
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(別表)

取引停止措置基準

措置要件の区分	取引停止期間		
	開始日	最短期間	最長期間
(贈賄) 1 次の①、②又は③に掲げる者が本学の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員との関与の有無、社会的影響等を勘案して、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ① 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ② 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、①に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ③ 業者の使用人で②に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） 2 次の①、②又は③に掲げる者が本学以外の公共の機関の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員との関与の有無、社会的影響等を勘案して、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人	逮捕又は公訴を知った日	4ヶ月	18ヶ月
	"	3ヶ月	18ヶ月
	"	2ヶ月	18ヶ月
	逮捕又は公訴を知った日	4ヶ月	18ヶ月
	"	2ヶ月	18ヶ月
	"	1ヶ月	18ヶ月
(独占禁止法違反行為) 3 本学における購入契約等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 本学以外の公共の機関が実施した購入契約等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日	3ヶ月	18ヶ月
	"	2ヶ月	18ヶ月
(競売入札妨害又は談合) 5 次の①、②又は③に掲げる者が、本学が実施した入札等において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人 6 次の①、②又は③に掲げる者が、本学以外の公共の機関が実施した入札等において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人	逮捕又は公訴を知った日	4ヶ月	18ヶ月
	"	3ヶ月	18ヶ月
	"	2ヶ月	18ヶ月
	逮捕又は公訴を知った日	4ヶ月	18ヶ月
	"	3ヶ月	18ヶ月
	"	2ヶ月	18ヶ月
(不正又は不誠実な行為) 7 本学の物品購入等契約において、次のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ① 納品の事実を偽ったとき。 ② 架空請求を行ったとき。	当該認定をした日	4ヶ月	18ヶ月
	"	4ヶ月	18ヶ月

③ 業務の履行に当たり、故意又は重大な過失により、粗雑な履行をしたとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
④ 落札者等の契約の締結又は契約者の契約の履行を妨げたとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑤ 契約において、落札後に契約締結を辞退したとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑥ 監督又は検査の実施に当たり教職員の職務の執行を妨げたとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑦ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑧ 契約に関し、提出書類に意図的な虚偽があったとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑨ 本学が定める教員発注の限度額を超えて受注したとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑩ 本学の許可を得ず、物品の貸付、試供品の提供、その他業者の将来的な営利のために営業活動を行ったとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
⑪ 前各号に掲げる場合のほか、物品購入等契約に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	〃	1ヶ月	18ヶ月
(公費等の不正使用) 8 公費等(競争的資金を含む。)の不正使用に関与したと認められるとき。	当該認定をした日	4ヶ月	18ヶ月
(その他) 9 代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日	1ヶ月	18ヶ月
10 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日	1ヶ月	18ヶ月

(別紙様式第1号)

東医歯経第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表者 〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人東京医科歯科大学
取引停止等審査委員会 委員長
事務局長 〇 〇 〇 〇 印

取 引 停 止 通 知 書

下記の理由により、貴社（殿）を取引停止としましたので、通知します。

記

1. 取引停止の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 （●ヶ月間）

2. 事実概要

3. 取引停止の理由

4. 提出済の見積（入札）書等の取扱

契約日が取引停止措置の期間中となる契約は行わないため、（※当該指名等）を取り消し、既に提出済みの見積（入札）書等は無効とします。

5. 問い合わせ先

国立大学法人東京医科歯科大学
財務部照査管理課長 〇 〇 〇 〇
電話 03(5803)〇〇〇〇

(別紙様式第2号)

東医歯経第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表者 〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人東京医科歯科大学
取引停止等審査委員会 委員長
事務局長 〇 〇 〇 〇 印

取引停止期間変更通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け東医歯経第 号をもって貴社(殿)の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので、通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (●ヶ月間)

2. 期間変更の理由

3. 問い合わせ先

国立大学法人東京医科歯科大学
財務部照査管理課長 〇 〇 〇 〇
電話 03(5803)〇〇〇〇

(別紙様式第3号)

東医歯経第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表者 〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人東京医科歯科大学
取引停止等審査委員会 委員長
事務局長 〇 〇 〇 〇 印

取引停止解除通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け東医歯経第 号をもって貴社(殿)の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止を解除しましたので、通知します。

記

1. 取引停止の解除日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2. 解除の理由

3. 問い合わせ先

国立大学法人東京医科歯科大学
財務部照査管理課長 〇 〇 〇 〇
電話 03(5803)〇〇〇〇

(別紙様式第4号)

平成 年 月 日

経理責任者 ○ ○ ○ ○ 殿

取引停止等審査委員会 委員長
事務局長 ○ ○ ○ ○ 印

取引停止（解除）通知書

この度、別紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け東医歯経第 号）のとおり取引停止（解除）をいたしましたので、通知します。